

玉造中 携帯電話・スマートフォン・ゲーム機等 利用ガイドライン

成田市立玉造中学校

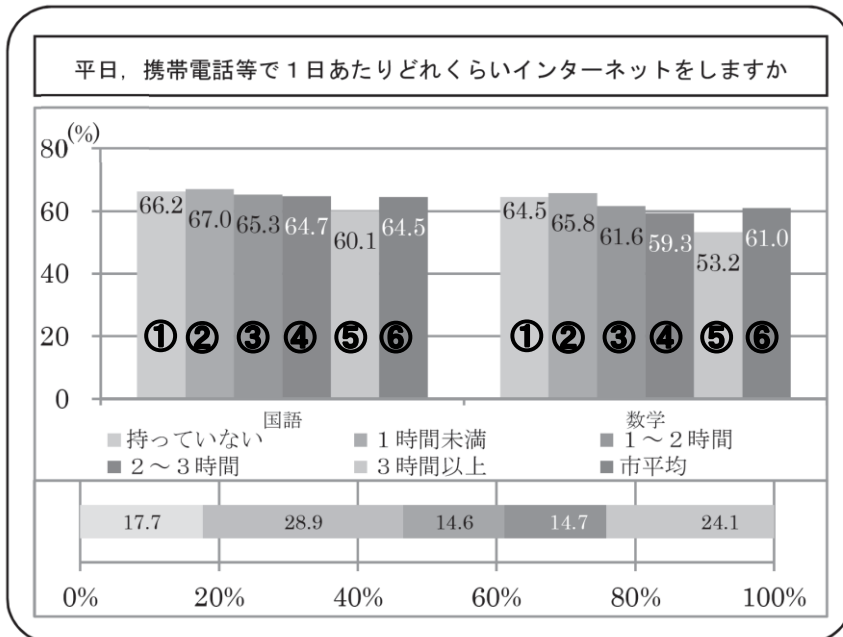
1 趣 旨

携帯電話やパソコンに没頭するいわゆるネット依存が疑われる中高生が全国で推計51万8千人に上ることが厚生労働省の調査（平成24年）でわかりました。

長時間使用することで、睡眠不足や朝起きられないなどの生活習慣の乱れにつながり、授業や部活動に集中できなくなるばかりでなく、健康被害を及ぼす危険性もあります。

携帯電話等を持たせるかどうかについては、保護者の責任において、利便性や危険性について十分に理解した上で、本当に必要かどうか判断するとともに、携帯電話等を持たせる場合には、家庭で利用に関するルールづくりを行うなど、子どもを見守る体制づくりが不可欠であると考えます。そして、決めたルールは毅然とした態度で守らせる覚悟も必要かもしれません。しかしながら、そのルールは各家庭によって温度差がありルールづくりに苦慮するという声も聞かれます。そこで、ルールづくりの基準として本ガイドラインを提示することとします。

2 長時間使用は学力にも影響する（平成26年度全国学力・学習状況調査より）



- 携帯電話等・スマートフォンを「持っていない(グラフ①)」またはインターネットやメールをしている時間が「1時間以内(②)」と回答した生徒の平均正答率は、国語・数学ともに成田市の平均正答率(⑥)を上回っていますが、「3時間以上(⑤)」と回答した生徒の平均正答率は、成田市平均を3～7ポイント下回っています。また、「3時間以上」と回答した生徒の平均正答率は、「持っていない・1時間以内」と回答した生徒よりも、約6～11ポイント低いことが分かります。

3 県内での事例

(1) 深夜まで利用することで昼夜逆転

一部のSNSで「既読なのに返信が遅いと友達に嫌われる」などと思い、やりとりをやめることができず、携帯電話等を手放せず深夜まで続け体調を崩す。

(2) 友達の写真を断りなくSNSに掲載し、トラブルに発展

(3) 一部のSNSでグループ内で仲間はずれにするネットいじめ

(4) 有害サイトにアクセスし、その後請求などの被害

(5) その他 困っていること

- ①ラインなどで勉強時間が削られる。勉強に集中できない。
- ②メッセージのやりとりの終わるタイミングが難しい。
- ③ラインの既読無視を気にしてしまう。
- ④間違った言葉を発したとき、それを消すことができない。
- ⑤知らない人に転送される。
- ⑥勝手に自分の写真が送られる。
- ⑦ツイッターで悪口やうわさを書く人がいる。 ほか

4 利用のガイドライン

(1) 午後9時以降、友達との通話・メール等のやりとりをしない

午後9時以降は保護者の目の届く場所に置き、原則使用しない

夜遅くの電話やメールは迷惑。相手やその家族のことを考えよう。安心して勉強をしたり、規則正しい生活を送ったりするために、お互いに配慮しよう。友達とのやりとりは午後9時までにして、明日、直接会って話をしよう。

(2) 学校には持たせない

携帯電話等は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、持込みについては、原則禁止としています。携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合、その他やむを得ない事情がある場合には、保護者から校長に持込みの許可を申請することで、持込みを認めています。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないようにしています。

(3) メール等で、他人が誹謗中傷と感じるような内容は書き込まない

個人名または個人を特定できる内容は書き込まない

メール等は少ない文字数で意思を伝えあうため、相手に不快な気持ちや誤解を与えてしまう場合があることを認識しましょう。

(4) 名前やメールアドレス、写真など個人が特定できる情報は公開しない

発信した情報は、多くの人が閲覧することもあることを認識しましょう。

5 保護者の皆様へ

(1) 利用状況の確認を

保護者の知らないところで、思わぬ事件やトラブルに巻き込まれることもあります。子どものインターネットの利用状況や交友関係に関心を持ち、必要に応じて家庭内で話し合いをしましょう。

(2) フィルタリングの実施を

ネット犯罪の被害者や加害者になったりするなど、様々なトラブルを引き起こすことがあります。トラブルから子どもを守るため、フィルタリングは有効な手段です。

(3) ルールづくりと徹底を

携帯電話等は保護者が子どもに貸し与えている物であり、保護者が管理しなければなりません。万一のトラブルの際は、保護者に賠償責任等が求められるケースもあることから、家族みんなが納得できるルールを作りましょう。

※ このガイドラインは以下の団体からご意見をいただいております。

成田市教育委員会教育指導課、成田市教育委員会生涯学習課、玉造中PTA、玉造中学校評議員、学区民生委員・児童委員、学区主任児童委員、玉造地区青少年健全育成協議会、八生地区青少年健全育成協議会、公津地区青少年健全育成協議会、学区小学校長、スクールカウンセラー